地方財政審議会付議(決裁)案件

令和7年7月29日(火)

(案件名)

・令和7年度における当せん金付証票の発売許可について (年末ジャンボ・年末ジャンボミニ) (決裁案件)

(根拠法令は別紙)

自治財政局地方債課 新納補佐(内23394)

年末ジャンボ・ジャンボミニの発売に係る総務大臣の許可について

1. 制度概要

○ 宝くじは、当せん金付証票法の規定に基づき、都道府県及び政令指定都市が総務大臣の許可を受けて発売することができる。

2. 申請内容

○ 今回、年末ジャンボ・ジャンボミニの発売について、全国自治宝くじ事務協議会(全ての都道府県及び政令指定都市で構成)から、 以下の通り許可申請があった。

〈年末ジャンボ・ジャンボミニ〉

【発売期間】 令和7年11月21日(金)~12月23日(火)

【発売総額】

年末ジャンボ: 1,380億円 ※うち当せん金690億円(50.0%)

年末ジャンボミニ: 450億円 ※うち当せん金225億円 (50.0%)

【当せん金の最高額】 ※年末ジャンボ・ジャンボミニの証票金額(宝くじ1枚当たりの価格)は300円。

年末ジャンボ:7億円(証票金額の233万倍)

年末ジャンボミニ: 3,000万円(証票金額の10万倍)

3. 対応案

- <u>年末ジャンボ・ジャンボミニ</u>について、申請内容が<u>法令上の要件を満たしていることから、指定・許可</u>することとしたい。
 - ※ 当せん金は、発売総額の5割を超えてはならない(当せん金付証票法第5条第1項)。
 - ※ <u>当せん金の最高金額</u>は、証票金額の<u>50万倍に相当する額を超えてはならない</u>が、<u>総務大臣が指定する場合には、証票金額の250万倍(キャリーオーバー発生時は500</u> 万倍)に相当する額を超えない範囲の額とすることができる(当せん金付証票法第5条第2項)。

令和7年度における当せん金付証票の発売許可について

中中 及 7

浴 七 憧 月課

発売計画額及び発売回数

48,000	946,108	183,000	/63,108	994,108	<u>п</u>)
0	10,500	0	10,500	10,500	K
0	14,440	0	14,440	14,440	日本宝へじ事務協議
0	9,540	0	9,540	9,540	近畿宝〈じ事務協議会
0	32,400	0	32,400	32,400	関東・中部・東 北自治虫へご事 務協議会
0	9,460	0	9,460	9,460	沪
0	29,150	0	29,150	29,150	インター キット専用へご(ク イ ッ ク フ ソ)
0	617	0	617	617	インターネット専用へじ(数字と選択型)
0	13,337	0	13,337	13,337	
0	140,146	0	140,146	140,146	数字選択式宝〈じ
0	157,088	0	157,088	157,088	数 中 選 拱 共 宝 〈 じ
0	28,317	0	28,317	28,317	数字選択式宝〈じ
0	78,963	0	78,963	78,963	数字選択式宝〈じ、ナンバーズ)
0	47,150	0	47,150	47,150	通常へじ
15,000	0	0	0	15,000	スワンタインジャンボ ** 1
33,000	0	0	0	33,000	バレンタインジャンボ
48,000	0	0	0	48,000	ズレンタインジャンボ
0	45,000	45,000	0	45,000	年末ジャンボミニ
0	138,000	138,000	0	138,000	年末ジャンボ
0	183,000	183,000	0	183,000	年末ジャンポ
0	15,000	0	15,000	15,000	ハロウィンジャンボミニ
0	36,000	0	36,000	36,000	ンロウィンジャンボ
0	51,000	0	51,000	51,000	ハロウィンジャンボ
0	21,000	0	21,000	21,000	サマージャンボミニ
0	69,000	0	69,000	69,000	サマージャンボ
0	90,000	0	90,000	90,000	サマージャンボ
0	15,000	0	15,000	15,000	ドリームジャンボミニ
0	36,000	0	36,000	36,000	ドリームジャンボ
0	51,000	0	51,000	51,000	ドリームジャンボ
48,000	869,768	183,000	686,768	917,768	全国自治宝くじ事務協議会
計画残額 ⑤(①一④)	許可額総計 ④(②+③)	今回許可額 ③	既許可額 ②	年間計画額 ①	団 体 名

2 当せん金付証票法第5条第2項ただし書により総務大臣が指定する宝くじの概要

全国自治宝へじ事務協議会	発売団体
第1082回	回 数
138,000	発売予定額 (百万円)
700	最高賞金額 (百万円)
300	証票金額 (円)
R7.11.21~R7.12.23	発売期間等
233.3	倍数 (万)

根拠法令

●地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)(抄)

(当せん金付証票の発売)

- 第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務 大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものと して総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)の定めると ころにより、当せん金付証票を発売することができる。
- ●当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)(抄)

(都道府県等の当せん金付証票の発売)

- 第四条 <u>都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市</u>及び地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市(以下これらの市を特定市という。)<u>は、</u>同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業(次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。)の費用の財源に充てるため必要があると認めたときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、<u>この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。</u>
- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証票の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 <u>総務大臣は、第一項の規定による</u>市の指定及び同項の<u>許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。</u>

(当せん金付証票の当せん金品の限度)

- 第五条 当せん金付証票の当せん金品の金額又は価格の総額は、その発売総額の五割に相当する額(加算型当せん金付証票にあつては、 その額に加算金(第二条第二項の加算金をいう。以下同じ。)の額を加えた額)をこえてはならない。
- 2 一当せん金付証票の当せん金品の最高の金額又は価格は、証票金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証票に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証票については、一当せん金付証票の当せん金品の最高の金額又は価格は、証票金額の二百五十万倍(総務大臣の指定する当せん金付証票が加算型当せん金付証票である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍)に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

根拠法令

- ●当せん金付証票発売許可基準(平成24年4月1日付け総務大臣決定)(抄)
- 第一 一般的許可基準
 - 七 証票金額及び支払い手段

証票金額は、原則として 100 円、200 円、300 円又は 500 円のいずれかとすること。(略)

九 発売収益の基準

発売収益は、原則として発売総額の100分の37を下らない額とすること。(略)

- 十 当せん金品
 - 3 <u>当せん金品の総額は、発売総額の100分の50以内</u>で、収益の確保、購入者への還元、経費の効率化等を踏まえつつ、適切に 定めること。
 - 4 <u>当せん金品の最高額は、証票金額の50万倍を超えない範囲内の額とすること。ただし、総務大臣の指定する宝くじについては、証票金額の250万倍(加算金のある数字選択式宝くじにあっては、500万倍)を超えない範囲内の額とすること。</u>